

ドイツ帝国取引所法1896年6月22日

松野尾 裕

序——ドイツ帝国取引所法について

取引所法1896年6月22日

- I. 取引所及びその機関に関する一般的規定
- II. 取引所価格の確定及び仲立人制度

III. 有価証券の取引所取引の認可

- IV. 取引所定期取引
- V. 取次業務
- VI. 罰則及び附則

序——ドイツ帝国取引所法について

本稿において紹介する「取引所法1896年6月22日」は Börsengesetz. Vom 22. Juni 1896 の全訳であり、その出典は Reichs-Gesetzblatt, Nr. 15, S. 157—176である¹⁾。

この取引所法が制定されるに至った経緯と本法律の経済史的・思想的意味について若干のコメントを記しておくことにしたい。

1873年の恐慌に始まり90年代中頃まで20年余りもの長期にわたった「大不況(the Great Depression)」は、穀物・穀粉製品価格の低落をもたらした。そうした中で、農業者(Landwirte)は穀物関税率引上げの要求をエスカレートさせていった。宰相ビスマルクによって支えられた農業者＝ユンカー保護体制は、しかし、輸出工業の成長とともにその世界市場確保の要求と相容れざるものとなり、90年にはビスマルクが退陣し、輸出を指向する工業ブルジョアジーの利害を背景とした新宰相カ

プリヴィの「新航路」へと政策は転換した。穀物関税率引下げの実施によって穀物価格が大きく低下する中で農業者達の農業「保護」の闘争が本格化することになる。ここに、農業者＝ユンカーは取引所における穀物の定期取引の濫用が穀物価格下落の一因であると主張し、取引所の帝国規模での規制強化を果たすべく取引所法の制定を求めたのであった。そして、94年にカプリヴィに替って宰相になったホーエンローエが農業利害に対して譲歩する姿勢を示す中で、96年6月について取引所法公布へと至ったのである。この取引所法が農業利害と独占資本との利益提携の産物であったことは、大野英二氏が「その本来の生みの母は、穀物定期取引の禁止により穀物価格の吊上げを狙う農業者同盟の頑強な運動にあったとしても、他面で……中小資本にたいする大資本の優位を、また地方取引所にたいするベルリン取引所の優位を促進し、独占資本の利益にも呼応していた点に留意すべきである²⁾」と述べておられる通りである。

1) 訳出にあたっては、O. M. マイアー、H. プレーマー共著、高橋 壽男、小田 和美共訳『ドイツ取引所法』(みかも書房、1959年)を参照した。

1896年6月22日の取引所法は1908年5月27日の取引所法によって変更され、その後も多少の変更が加えられたうえ、1975年4月28日の取引所法変更法(Gesetz zur Änderung des Börsengesetzes)によって大幅な変更をうけた。山田 晟『ドイツ法概論』Ⅲ第3版(有斐閣、1989年)、59頁を参照。

1896年の取引所法が如何なる結果をもたらしたかについては、同法が1908年に変更されざるを得なくなったことを論じた関一が、「一八九六年ノ取引所法ハ近年文明國ニ於ケル法制中最嚴重ナル制限ヲ取引所ニ加ヘタル

2) 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』(有斐閣、1956年)、191頁。

モノニシテ其実施後取引所ノ衰退著シク……此峻厳ナル制限法ハ其目的ヲ達スル能ハズシテ却テ弊害ヲ生ジタリ」と述べて、その「弊害」をおおよそ次のようにまとめている。

第1. 取引所における定期取引への参加資格を定めた「取引所登記」の規定(第55条)は、当初より業者の嫌悪したものであって、「取引所登記」への登録を申し出る者は少なかった。取引所法施行後3, 4年間は市況が好調であったため失敗者は少なく、未登録による弊害が顕在化することもなかったが、1900年に市況が悪化すると、失敗者が続出し、これら失敗者のうちに取引所法を楯として債務の弁済を拒む者が現われた。すなわち、取引所法によれば登録されていない者の取引は法的に無効であるから取引上損失を蒙った者は自己の未登録を口実として債務の弁済を拒むことになったのである。プロイセン商務大臣の取引所法改正案説明では、ある投機者は同一の株券でもって同時に複数の銀行と売買二様の契約を結び、結果的に利益となった取引のみを履行し損失を出した取引は否認するといった事態まで生じたといわれている。

第2. 定期取引の大幅な制限による現金=現物取引への取引の集中は株式取引業者(銀行)の著しい淘汰をもたらした。例えばベルリンでは3行の仲立人銀行が定期取引の清算を主要業務として営業していたが、そのうちの2行が閉鎖に追い込まれたという。この結果、まず、現金取引は定期取引よりも当然多額の資金を必要とするものであるからベルリンの金利は常に高率となり、また、巨額の資金要求に対して地方の小銀行は応ずることが出来ずベルリンを中心とする大銀行の勢力が一気に拡大したのである。さらに、定期取引の制限はドイツの取引所の国際的地位を低下させ、ドイツの銀行が諸外国から受けていた取引の注文は大きく減少することとなったの

である³⁾。

さて、1896年の取引所法は全82条から成り、6つに区分されている。すなわち、I取引所及びその機関に関する一般的規定：第1条～第28条、II取引所価格の確定及び仲立人制度：第29条～第35条、III有価証券の取引所取引の認可：第36条～第47条、IV取引所定期取引：第48条～第69条、V取次業務：第70条～第74条、VI罰則及び附則：第75条～第82条である。これらの条項は、この取引所法の制定に先立って1892年～93年に設けられた宰相への諮問機関である取引所アンケート委員会(Börsen-Enquete-Kommission)が答申した同委員会の「決議」⁴⁾を土台としてつくられたものである。しかし、「穀物及び穀粉製品についての取引所での定期取引は禁止される」と定めた——農業利害がついに実現させた——第50条第3項などは「決議」にはなかったものであり、カプリヴィからホーエンローエへの交替期における社会勢力関係の移動を示すものとして興味深い。この経緯を明らかにするには帝国議会における審議過程への立ち入った分析をまたねばならない。

取引所法は帝国法ではあるけれども、第1条において取引所に対する監督は邦政府の専管事項であることを規定し、また第4条では各取引所ごとに定められる取引所規則の認可は邦政府によって行なわれるとするなど、邦政府の権限を大幅に認めた内容のものとなっている。この点は、取引所法の施行をめぐる、帝国レベルでの取引所の統一的・画一的規制がどの範囲まで可能であるかという、取引所に対する国家監督強化を求める農業利害側と、それに反対する商業利害側との確執の新たな火だねとなるものであった。とりわけ、第4条第2項に定められた「邦政府は、取引所規則の中に、特定の規定、特に、商品取引

3) 関一「英独取引所ノ改革案」『国家学会雑誌』第22巻第5号(1908年)所収、86—90頁。

4) 拙稿「ドイツ取引所アンケート委員会(1892—93年)」『立教経済学研究』第43巻第1号(1989年)所収、190—201頁を参照。

所理事会に農業、農業的副業及び製粉業界の適切な代表者を加える旨の規定を設けることを命ずることができる」とした規定は、農業利害が取引所の管理・運営全般に直接に関与することを可能にするものであっただけに、この規定の扱いをめぐっては激しい利害対立が生じたのである。

「中小資本にたいする大資本の優位」を決定づけたのは第39条の次の規定である。すなわち、「株式会社あるいは株式合資会社に組織変更をした企業の株式の取引所取引についての認可は、商業登記簿への会社の登録後1年経過前、並びに初年度の貸借対照表及び損益計算書の公表前には、行なわれない」。そして、第50条第2項は有価証券の取引所定期取引について次の通り規定している。「鉱山及び工業企業の株式についての取引所定期取引は禁止される。その他の営利会社の株式についての取引所定期取引は、当該営利会社の資本金が少なくとも2,000万マルクの額である場合に限り、認可されることができる」。さらに、証券業者の不評を買い、そのうえ「実業界ノ腐敗ヲ誘致スル」（関一）結果を招いたものが、「商業登記手続を所轄する裁判所は、商品及び有価証券に関する取引所登記を扱う」（第54条）、「取引所登記においては、商品あるいは有価証券についての取引所定期取引に参加を希望する者の、姓名、身分、及び居住지가登録される」（第55条）とした「取引所登記」に関する規定である。これらの規定が悪用されたことは前述した通りである。

その他、「身分仲間の自己訓練」（マックス・ヴェーバー）の機関としての「名誉裁判所」に関して（第9条～第27条）、取引所の公定価格の確定に協力する「相場仲立人」に関して（第30条～第33条）、そして顧客との信

頼関係を維持すべき「取次人」に関して（第70条～第74条）など、それぞれアンケート委員会での討議にもとづいて相当に詳細な規定が定められており、これらの規定の中に取引所＝市場を担う人間の「質」の問題を読み取ろうとしたのが若き日のマックス・ヴェーバーであった⁵⁾。

取引所法1896年6月22日

神の御恵みによりドイツ皇帝、プロイセン王等たる朕ヴィルヘルムは、連邦参議院及び帝国議会の承認の後、帝国の名において制定する。以下のとおり。

I 取引所及びその機関に関する一般的規定

第1条 取引所の設立は邦政府の認可を必要とする。邦政府は既設の取引所の廃止を命ずる権限を有する。

邦政府は取引所に対する監督を行なう。邦政府は、直接的な監督を商業諸機関（商業会議所、商人団体）に委任することができる。

決済事務所、清算所、清算組合及びこれに類する施設等、取引所取引に係る組織も、邦政府の監督及び直接的な監督を委任された商業機関の監督に服する。

第2条 取引所には、邦政府の機関として邦監督官が任命される。邦監督官は、取引所における売買取引、並びに取引所に関して公布された法律及び施行規則の遵守について、邦政府の詳細な命令に従って監督することが義務づけられる。邦監督官は取引所機関の審議に出席し、生じている不法行為について取引所機関に警告を発する権限を有する。邦監督官は不適切な事実及びその是正案について指示する。

連邦参議院の承認を得て、個々の取引所に関して邦監督官の活動を、名誉裁判に於いての手續上の関与に限定することができ

5) 拙稿「一九世紀末取引所改革問題とマックス・ヴェーバーの政策思想」住谷一彦・田村信一・小林純編『ドイツ国民経済の史的研究』（御茶の水書房、1985年）所収を参照。

る。また小規模な取引所においては、邦監督官の任命を行なわないことができる。

第3条 この法律により連邦参議院の決議に付託された事項に関して審議を行なうために、専門機関として取引所委員会が設置される。取引所委員会は帝国宰相に意見を具申し、また専門家を尋問する権限を有する。

取引所委員会は、少なくとも30名の委員によって構成される。委員は連邦参議院によって5年毎に定期的を選任される。ただし再選を妨げない。委員の半数は取引所機関の提案に基づいて選任される。

各取引所ごとに提案すべき人数については連邦参議院が定める。他の半数は農業界及び工業界から適切な考慮に基づいて選任される。

委員会の業務規則は、同委員会の意見を聴取した後、連邦参議院によって定められる。連邦参議院は、委員に支給が認められるべき日当及び旅費についても定める。

第4条 各取引所に関して取引所規則が定められる。

取引所規則の認可は邦政府によって行なわれる。邦政府は、取引所規則の中に、特定の規定、特に、商品取引所理事会に農業、農業的副業及び製粉業界の適切な代表者を加える旨の規定を設けることを命ずることができる。

第5条 取引所規則は次の事項を規定しなければならない。

1. 取引所の管理及びその機関。
2. 取引所施設で行なわれる売買取引部門。
3. 取引所入場認可の条件。
4. 価格・相場建ての方法。

第6条 取引所規則は、この法律の特定の規定(第40条、第41条、第51条、第52条)に抵触しない限り、第5条第2号によって示される以外の売買取引部門に関して、取引所施設の使用を認可することができる。こ

の場合、取引所関係者は使用に関する請求を行なうことができない。連邦参議院は、特定の売買取引部門に関して取引所施設の使用を禁止する、あるいは条件を付する権限を有する。

第7条 次の者は取引所に入場することができない。

1. 女性である者。
2. 公民権を有しない者。
3. 自己の財産処分について裁判所の命令によって制限を加えられている者。
4. 詐欺破産により確定判決を受けた者。
5. 普通破産により確定判決を受けた者。
6. 支払不能の状態にある者。
7. 名誉裁判所の確定判決あるいは即時有効の判決により、取引所への入場禁止を宣告された者。

取引所入場についての認可あるいは再認可は、第2号及び第3号の場合には、禁止事由が除去される前には、第5号の場合には、刑が終了し、時効になり、あるいは放免された後6ヶ月を経過する前には、行なわれない。第5号及び第6号の場合には、全債権者に対する債務が弁済、免除、あるいは猶予によって整理されたことを取引所理事会が証明した時に限り、認可が行なわれる。たびかさなって支払不能となり、あるいは破産した者は、認可あるいは再認可を少なくとも1年間は拒否されなければならない。第4号の場合には、認可は永久に行なわれない。

取引所規則はその他の禁止事由を規定することができる。

取引所機関の申請に基づいて、邦政府は、特定の場合において取引所入場禁止に関する規定の例外を認めることができる。

第8条 取引所監督官庁は、取引所における秩序の維持並びに売買取引に関する命令を発する権限を有する。

取引所内における秩序の管理は取引所理

事会の義務である。取引所理事会は、取引所における秩序並びに売買取引を妨げる者を、即時に取引所内から退去させ、かつ、一時的に入場を禁止し、または罰金をもって処する権限を有する。これらの処罰の最高限度は取引所規則によって定められる。取引所への入場の禁止は、取引所監督官庁の承認をもって、取引所内での掲示によって公告される。

処罰に対しては、取引所規則によって定められた期間内に、取引所監督官庁への抗告を行なうことができる。

取引所における秩序あるいは売買取引に反する目的をもって取引所に入場しようとする者は、取引所への入場が禁止される。

第9条 各取引所に名誉裁判所が設置される。名誉裁判所は、取引所に対する直接的な監督が商業機関に委任されている場合（第1条第2項）には、この監督機関の全体あるいはそこから選出される委員によって構成され、その他の場合には、取引所機関によって選出された委員によって構成される。名誉裁判所の構成に関する一層詳細な規定は邦政府によって定められる。

第10条 名誉裁判所は、取引所における取引所入場者の活動に関連して、名誉あるいは商人としての信用に対する要求に反する行為を行なった取引所入場者について、審理を行なう。

第11条 名誉裁判手続の開始あるいはその拒否については邦監督官（第2条）に通知される。邦監督官は名誉裁判手続の開始を要求することができる。この要求並びに邦監督官によって申し出されるあらゆる証拠申請は、拒否されてはならない。邦監督官はすべての審理に出席し、その有用と認める意見並びに被告人に対する尋問、証人及び専門家の出廷についての権限を有する。

第12条 公判準備のために、名誉裁判所は、委員に予審の執行を委任することができる。

予審において、被告人は告訴事案の通知に基づいて召喚され、被告人が出廷した場合には、被告人による説明及び意見が聴取される。

証人並びに専門家は、宣誓を行なうことなしに、尋問を受ける。

第13条 名誉裁判所は、邦監督官の承認を得て、手続を中止することができる。それ以外の場合には、公判期日が決定される。

第14条 名誉裁判所の公判は、被告人が出廷しない場合においても開かれる。公判は非公開とする。名誉裁判所は審理の公開を命ずることができる。邦監督官あるいは被告人の要求がある場合には、公開を命じなければならない。ただし裁判所構成法第173条に定められた条件に該当する場合には、この限りでない。

被告人は弁護人による補佐を利用する権利を有する。

名誉裁判所は、証人及び専門家を召喚し宣誓に基づく尋問を行なう権限を有する。

第15条 処罰は、懲戒、一時的あるいは永久的な取引所入場禁止とする。

不名誉な行為ではなく取引所における秩序あるいは売買取引の妨害である場合には、名誉裁判所は第8条第2項の規定に基づいて処罰を行なうことができる。

第16条 判決は、口頭による審理が終結された法廷において、理由を付して言い渡されるか、あるいは、審理終結後遅くとも2週間以内に理由を付した文書の送達をもって邦監督官及び被告人に届けられる。

出廷しなかった被告人に対しては、言い渡された判決は、当然、送達される。邦監督官及び被告人は、その出廷のもとにおける判決の言い渡しに際して、理由を付した文書の送達をも請求することができる。

名誉裁判所は、判決において、その判決を公示することについて、及び公示の方法について決定することができる。

名誉裁判所は、一時的あるいは永久的な入場禁止の判決を言い渡した場合には、判決の効力が即時に発生する旨を命ずることができる。

無罪の判決を受けた被告人の請求に基づいて、裁判所は無罪公告を命ずる。

第17条 名誉裁判所の判決に対して、邦監督官及び被告人は、定期的に開設される控訴部へ控訴することができる。

控訴部は裁判長と6名の陪審員によって構成される。裁判長は連邦参議院によって任命される。陪審員は取引所委員会によって、取引所機関の提案に基づいて任命された委員から選出される。陪審員については、同一取引所に所属する者が2名を越えることは認められない。

裁判長及び陪審員に関して、同一の方法により、各代理者が定められる。

判決を言い渡す法廷においては、同一取引所に所属する陪審員が2名以上関与することは認められない。

第18条 控訴は、判決を言い渡した名誉裁判所において記録するか、あるいは文書によって提起する。

控訴の提起期間は1週間とする。

前項の期間は、判決が言い渡される場合には、邦監督官及び出廷した被告人に対する言い渡しをもって、その他の場合には、判決の送達をもって起算される。

第19条 控訴の提起後、邦監督官並びに被告人に対して、その控訴された判決が理由を付して送達されていない場合には、それが送達される。

第20条 控訴が適切に提起された場合には、控訴についての書面による申立てを行なうために、さらに1週間の期間が与えられる。この期間は、控訴提起期間の満了をもって、あるいは、その期間内に判決が送達されていない場合には、その送達をもって起算される。

第21条 被告人の控訴状及びその他の申立書等は邦監督官に通知され、邦監督官の控訴状及びその他の申立書等は被告人に通知される。通知を受けた後1週間以内に答弁書を提出することができる。

第22条 控訴に関する申立て及び答弁についての期間は、名誉裁判所の提議に基づいて延長されることができる。

第23条 第18条、第20条、第21条、及び第22条に規定された期間の満了後、諸書類は控訴部に送付される。審理のために、被告人並びに邦監督官が召喚される。

控訴部は事実を明らかにするために、事前に証言聴取を行なうことができる。

控訴部についての訴訟手続については、第11条、第14条、第15条、及び第16条の規定が適用される。

第24条 予審における尋問及び公判に関しては、宣誓を行なった調書作成者によって調書が作成される。

第25条 処罰とともに、訴訟手続に要した現金費用の全部あるいは一部についての賠償が言い渡される。

第26条 裁判所は、名誉裁判所及び控訴部の依頼に応じて、証人及び専門家に対する尋問を行なう義務を有する。

第27条 取引所に対する監督を委任された機関は、名誉裁判手続をとる必要がある取引所入場者の行為を邦監督官に、また邦監督官が設置されていない場合には、名誉裁判所に通知する義務を有する。

第28条 取引所仲裁裁判所の判断に服する旨の合意は、当事者双方が商人であるか、あるいは当該売買取引部門に関して取引所登記（第54条）に登録されている場合あるいは係争事件の発生の後に仲裁裁判所に服することが成立している場合に限り、当事者を拘束する。

II 取引所価格の確定及び仲立人制度

第29条 取引所価格が公的に確定される商品あるいは有価証券については、その確定は、現金売買取引及び先物売買取引のいずれにおいても、取引所理事会によって行なわれる。ただし取引所規則が、他の職業部門の代表者がその確定に協力すべき旨を規定している場合には、この限りでない。

確定に際しては、邦監督官、取引所理事、取引所事務局、相場仲立人、及び取引所規則がその協力を規定している関係職業部門の代表者以外は、何人も立会うことが認められない。

取引所における取引の実際の売買状況と一致する価格が取引所価格として確定される。

第30条 商品及び有価証券の取引所価格の公的な確定に際しての協力のために、補助者（相場仲立人）が任命される。相場仲立人は、相場仲立人としての活動を遂行する場合に限り、当該商品あるいは有価証券についての取引所売買取引の仲介を行なわなければならない。相場仲立人は邦政府によって任免され、その就任に先立ち相場仲立人としての専念義務を誠実に履行する旨の宣誓を行なう。

相場仲立人の代表団（仲立人会議所）は、相場仲立人の新たな任命、また各仲立人への業務の配分に際して、専門家としての意見を聴取される。相場仲立人の任免及び相場仲立人代表団に関する、並びに邦監督官及び取引所機関に対する相場仲立人の関係に関する、一層詳細な規定は邦政府によって定められる。

第31条 商品あるいは有価証券についての売買取引における取引所価格の公的な確定に際しては、相場仲立人の仲介によって締結された売買取引に限り考慮されるべきことが要求される。取引所理事会は、他の売買

取引をも考慮に入れる権限を妨げられない。

第32条 相場仲立人は、相場仲立人が取引所価格の公的な確定に協力する売買取引部門において、相場仲立人が引受けた注文の執行のために必要な場合に限り、自己の計算あるいは自己の名義において商取引を締結し、あるいは相場仲立人によって仲介された売買取引について保証を引受けることが認められる。この規定の遵守を監視する方法については邦政府が定める。締結された売買取引の効力は、これによって妨げられない。

相場仲立人は、邦政府が例外を認めない限り、他の商業に従事し、また有限責任社員あるいは匿名社員等に関係することは認められない。同様に、相場仲立人は、商人との間で、支配人、商業代理人、あるいは商業使用人の関係となることは認められない。

第33条 商法典第67条第2項、第71条第1項、第72～74条、第76条、第79～83条に含まれている規定は、相場仲立人に対して適用される。

相場仲立人によって使用される日記帳は、連続する数字を付した1頁ごとに記入されなければならない。また頁数の確認を受けるために取引所理事会に提出されなければならない。

相場仲立人が死亡するか、あるいはその職を失った場合には、日記帳は取引所理事会に保管される。

第34条 取引所売買取引の仲介に関しては、商法典第66条に定められた商事仲立人の公的な任免は行なわれない。これまでに行なわれた任免はその効力を失なう。

商法典第311条、第343条、第348条、第354条、第357条、第365条、第366条、第387条に基づいて、商事仲立人によって行なわれる売却の実行に関しては、指定された方法による売却または競売の実行につい

て公的な権限を与えられた商事仲立人と並んで、相場仲立人も権限を有する。

第35条 連邦参議院は次の権限を有する。

1. 第29条第1項及び第2項、第30条、及び第31条の規定とは異なる、商品あるいは有価証券の取引所価格の公的な確定を、個別的に取引所に対して認可すること。

2. 特定の商品の取引所価格の公的な確定を、全般的にあるいは個別的に取引所に対して命ずること。

3. 商品価格の確定の基礎となるべき数量及び有価証券価格の確定の標準となるべき慣習に関する原則の統一を図る規定を定めること。

前項第2号、第3号に掲げられた命令についての邦政府の権限は、連邦参議院がその権限に基づいて命令を発していない限り、妨げられない。この命令は帝国宰相に通知される。

Ⅲ 有価証券の取引所取引の認可

第36条 有価証券の取引所取引の認可は、各取引所の委員会（上場認可局）によって行なわれる。その委員のうち少なくとも半数は、有価証券に関する取引所登記（第54条）に登録されていない者によって構成される。

有価証券の取引所取引の認可に関する審査及び決議に際しては、当該有価証券の取引所取引のための上場に関与する委員は参加することができない。参加することのできない委員についての代理者が、取引所規則による一層詳細な規定に基づいて、任命される。

上場認可局は次の権利及び義務を有する。

a) 発行される有価証券に関する基礎資料となる文書の提出を要求し、かつその文書を審査すること。

b) 発行される有価証券の評価のために不可欠な事実上、法律上のあらゆる事情を公衆が可能な限り知るように配慮すること。

と、かつ記載が不完全な場合には発行を認可しないこと。

c) 著しく公共の利益が侵害される場合、あるいは公衆を欺くことが明らかな場合には、発行を認可しないこと。

上場認可局は、理由を報告することなく認可を拒否することができる。その他、上場認可局の構成及び認可局の決定に対する抗告の承認に関する規定は、取引所規則によって定められる。上場認可局は、取引所取引の認可を受けている有価証券の取引所取引を禁止する権限を有する。

ドイツの帝国国債及び邦債の認可を拒否することは認められない。

第37条 一取引所の上場認可局によって、有価証券の取引所取引の認可申請が拒否された場合には、同認可局は、その他のドイツ内の有価証券に関する取引所の理事会にその旨を通知する。その際、その拒否が地域的な事情を考慮したためであるか、あるいはその他の理由によるものであるかが申告される。後者の場合には、他の取引所での上場は、先に上場認可を拒否した認可局の承諾を得たときに限り、認められる。

上場認可申請者は、他の取引所に対してすでに申請を行なっているか、あるいは同時に申請を行なっているかを申告しなければならない。後者の場合には、有価証券の上場は、他の上場認可局の承諾を得たときに限り、認められる。

第38条 有価証券の上場認可申請が提出された後、上場認可局は、上場される有価証券についての上場認可申請会社の名称、金額並びに種類を明示して、申請の公告を行なう。公告と取引所上場との間には少なくとも6日の期間がおかれなければならない。

上場認可に先立って、ドイツの帝国国債あるいは邦債以外については、上場される証券の価値の評価に関する本質的な事項が記載された目論見書が公表される。内容の

変更及び増資の場合についても同様とみなされる。目論見書は、流通される総額、並びに一時的に流通から遮断される総額及びこの遮断期間を明らかにしなければならない。

債券の場合、帝国あるいは各邦が利子支払及び元金償還のすべてについて保証する債券、地方公共団体の債券、地方公共団体設立の信用機関の債券、並びに邦の監督下に設立された抵当証券機関の債券については、邦政府（第1条）は目論見書の提出義務を免除することができる。

第39条 株式会社あるいは株式合資会社に組織変更をした企業の株式の取引所取引についての認可は、商業登記簿への会社の登録後1年経過前、並びに初年度の貸借対照表及び損益計算書の公表前には、行なわれない。特別の場合には、邦政府（第1条）はこの期間を全部あるいは一部免除することができる。

外国企業の持分証券あるいは国家による保証のない債券の上場認可については、発行者が貸借対照表並びに損益計算書を、5年間毎年、その確定後、上場認可局が指定する1つ以上のドイツの新聞紙上に公告していることを条件に行なわれる。

第40条 公募される有価証券については、応募者への割当の終了前には、価格の公的な確定は行なわれない。割当終了前には、当該証券の売買取引は取引所施設を利用することができず、かつ相場仲立人は相場建てを行なうことを認められない。また当該売買取引に関する価格表（相場表）が公表されること、あるいは機械による印刷をもって配布されることは認められない。

第41条 取引所取引への上場認可を拒否された有価証券、あるいは上場申請が行なわれていない有価証券については、価格の公的な確定を行なうことは認められない。これらの有価証券についての売買取引は、取引

所施設を利用することができず、かつ相場仲立人による仲介は認められない。取引所において締結された売買取引に関しても、価格表（相場表）が公表されること、あるいは機械による印刷をもって配布されることは認められない。ただし取引所規則が特に例外を認めている場合には、この限りでない。

第42条 連邦参議院は、各取引所における株式の上場認可に際しての基準となるべき資本金の最低額並びに取引所取引が認可される有価証券の1株の最低額を決定する。

上場認可局の職務及び上場認可に関する一層広範な規定は、連邦参議院によって定められる。

補足規定を定める邦政府の権限は、これによって妨げられない。邦政府が定める規定は帝国宰相に通知される。

第43条 有価証券の取引所取引の認可の基礎となる目論見書において、有価証券の価値の評価にとって重要な事項が不正確である場合に、目論見書を発行した者並びに目論見書を発行させた者は、その不正確を知っていたか、あるいは重大な過失がなければ知っていたにちがいない場合には、連帯して、当該有価証券の各所有者に対して、記載とは相違する事態によって与えられた損害について賠償の責に任ずる。重要な事実の記載の欠落による不完全な目論見書が、故意による隠蔽に基づいているか、あるいは目論見書を発行した者または目論見書を発行させた者による十分な調査の故意による怠慢に基づいている場合にも、同様とみなされる。

賠償義務は、目論見書の記載が第三者の意見に基づくこととみなされることによって、免がれることはできない。

第44条 賠償義務は、目論見書に基づいて上場認可され、国内において締結された売買取引によって所有者が取得した有価証券に

限定される。

賠償義務者は、所有者の証明する有価証券の取得価格あるいは上場の際に当該有価証券が有した相場価格でもって有価証券を引き取ることにより、賠償義務を履行する。

証券の所有者が、取得の際に目論見書の記載が不正確あるいは不完全であることを知っていた場合、また、証券の所有者が、取得の際に目論見書の記載の不正確を、自己の業務におけると同様の注意をはらうことによって知らなければならなかった場合には、賠償義務は生じない。ただし、賠償義務が故意によってなされた行為に基づく場合には、この限りでない。

第45条 賠償請求権は、有価証券の上場認可から起算して5年の経過をもって時効を受ける。時効は、未成年者及びその後見人、並びに法的に未成年者の権利が付与されている法人に対しても、原状復帰を認めることなしに有効である。ただし後見人及び管財人に対する賠償請求権は留保される。

第46条 第43条ないし第45条に基づいて規定される賠償責任の軽減あるいは免除についての合意は無効である。

民法の規定により、契約に基づいて申し立てられることのできる請求権は妨げない。

第47条 第43条ないし第46条に基づく請求権の決定については、訴訟物の価額とは関係なく、有価証券が上場されている取引所所在地の地方裁判所が管轄権を有する。地方裁判所に商事部が設けられている場合には、訴訟は商事部に属する。上級地方裁判所の判決に対する上告並びに抗告は、帝国裁判所に提起される。

IV 取引所定期取引

第48条 商品あるいは有価証券について、特定の受渡期日に基づいた、あるいは特定の受渡期限を伴った買入その他の調達行為が、取引所理事会によって定められた定期取引

に関する取引条件に従って締結され、かつ当該取引所で締結される定期取引に関して定期価格の公的な確定が行なわれる（第29条、第35条）場合、この行為は取引所定期売買取引とみなされる。

第49条 取引所機関は、一層詳細な取引所規則の規定に従って、商品及び有価証券の取引所定期取引についての認可を決定する。

取引所機関は、商品の取引所定期取引を認可する前に、各場合について、関係産業部門代表者の意見を聴取し、かつその結果を帝国宰相に報告しなければならない。認可は、帝国宰相がさらに詳細な調査のための理由を見出さない旨の意思表示をした後に、行なわれる。

第50条 連邦参議院は、取引所定期取引を一定の条件に基づかせる、あるいは特定の商品または有価証券について禁止する権限を有する。

鉱山及び工業企業の株式についての取引所定期取引は禁止される。その他の営利会社の株式についての取引所定期取引は、当該営利会社の資本金が少なくとも2,000万マルクの額である場合に限り、認可されることができる。

穀物及び穀粉製品についての取引所での定期取引は禁止される。

第51条 特定の商品あるいは有価証券についての取引所定期取引が、この法律によりあるいは連邦参議院により禁止され、あるいは取引所定期取引の認可が、取引所機関により最終的に拒否された場合には、当該商品あるいは有価証券についての取引所定期売買取引は、取引所施設の利用、また相場仲立人による仲介を禁止される。これらの売買取引については、国内において締結される限り、価格表（相場表）が公表されること、あるいは機械による印刷をもって配布されることは認められない。

同様に、取引所機関が関与しない定期取

引は、取引所定期売買取引の通常の形態をもって実施される限り、取引所では禁止される。

第52条 商品あるいは有価証券についての取引所定期取引の認可申請が行なわれない場合には、実際に行なわれている定期取引は取引所監督官庁によって、第51条において規定された効力をもって禁止される。

第53条 商品についての取引所定期取引において、売方が解約告知の後に契約外の商品を引渡した場合には、当該売方は、引渡期限満了前であっても、履行遅滞となる。

前項の規定に反する合意は無効である。

第54条 商業登記手続を所轄する裁判所は、商品及び有価証券に関する取引所登記を扱う。邦政府は、いくつかの裁判所の区域に関する登記手続を、ひとつの裁判所に附託することができる。

第55条 取引所登記においては、商品あるいは有価証券についての取引所定期取引に参加を希望する者の、姓名、身分、及び居住地が登録される。商事会社あるいは法人の登録に関しては、当該会社名あるいは所有者姓名、並びに本拠地が登録される。

登録は、登録希望者が営業地として定めた、あるいは営業地を定めない場合には、登録希望者の居住地がある区域における登記によって行なわれる。営業地あるいは居住地を移す場合には、登録は、それまでの区域における登記を削除した後、新しい区域における登記に、無料をもって移される。

第56条 取引所登記は公開される。取引所登記の閲覧は、通常の業務時間内において、何人にも許可される。登記簿について、手数料の納付と引替えに登記簿の謄本を必要とする場合には、これは請求に基づいて許可される。

第57条 取引所登記への登録のためには、150マルクの登録手数料が納付される。

登録を継続する間は、次暦年ごとに、25

マルクの継続手数料が納付される。

手数料は、邦政府が特別に定めない限り、邦の会計に入る。

第58条 登録申請は登録希望者が行なう。ただし、登録希望者が、契約によって義務を負うことができない場合には、法定代理人がこれを行なう。

親権の下にある子女、及び商店の女主人以外の妻は、父親あるいは夫の承諾を必要とする。

後見されている者、あるいは保護（財産管理）されている者の法定代理人は、後見局の承諾を必要とする。

第59条 登録申請は、取引所登記を管轄する裁判所において、口頭によって記録されるか、あるいは書面をもって提出される。

書面による申請は、裁判所あるいは公証人によって作成されるか、あるいは認定されなければならない。

前項の規定は、必要とされる承諾（第58条）についても適用される。

公的機関の申請及び言明は、規定に従って署名、捺印が行なわれている場合には、認定を必要としない。

第60条 登録申請は、登録希望者は商品あるいは有価証券についての取引所定期売買取引への従事を希望する旨の言明を含むものとする。

第61条 商品に関する登記における登録申請は、特定の売買取引部門に限定されることができる。売買取引部門を拡大する場合には、申請に基づいて、無料をもって、登録が拡大されるか、あるいは登録済の限定が抹消される。第58条、第59条の規定は、この申請に準用される。

第62条 登録は、裁判所によって、その全内容について、登録者の費用負担をもって、遅滞なく、帝国官報並びに、商業登記についての登録公告に関する商法典第14条において規定されている帝国諸公報に公表され

る。

第63条 登録の抹消は、登録者あるいは登録者の法定代理人の申請に基づいて、無料をもって、抹消申請が提出された年の年末に行なわれる。親権の下にある子女、並びに商店の女主人以外の妻に関しては、父親あるいは夫の申請でもって足りる。

抹消申請は、裁判所において、口頭によって記録されるか、あるいは、裁判所あるいは公証人による認定に基づく書面をもって提出される。第59条第4項の規定が準用される。

第64条 第58条の規定に従わないで行なわれた登録は、その瑕疵が適当な期間に取り除かれない限り、公式手続をもって抹消される。

登録は、翌年の継続手数料が当年の最後から2番目の月末までに納付されない場合には、公式手続をもって抹消される。

第65条 裁判所は、暦年の開始とともに、1月1日現在において有効に登録されている者についての一覧表を作成する。

ベルリン市地区を管轄する裁判所は、その他の裁判所から、その年の1月31日までに、それぞれの一覧表の送達を受け、その受理の後、遅滞なく、総合一覧表を作成し帝国官報によって公表する。

第66条 売買取引締結時において当事者双方が取引所登記に登録されていない売買取引部門における取引所定期取引によっては、権利関係は発生しない。

取引所定期取引の締結を目的とする注文の委託及び受託並びに提携についても同様である。

特定の保証及び債務の承認も無効である。

売買取引の清算の際に、あるいはその後売買取引の清算のためになされた給付の返還を請求することはできない。

第67条 第58条の規定に従わないで登録された者は、売買取引締結時に瑕疵を他方の当

事者が知らない場合に限り、登録されているものとみなされる。

取引所登記及び総合一覧表(第65条)において抹消されているべきであるにもかかわらず、記載されている者は、売買取引締結時に他方の当事者が抹消がなされていることを知らない場合に限り、登録されているものとみなされる。抹消により総合一覧表には掲載されることのない者についての一覧表が公表された後、1ヶ月満了までは同様とみなされる。

第68条 第66条の規定は、売買取引が国外において締結あるいは履行される場合についても適用される。

国内に営業地も居住地も有さない者については、売買取引活動に関して取引所登記への登録は必要ない。

第69条 取引所定期売買取引、並びに取引所定期売買取引の締結を目的とする注文の委託及び受託並びに提携から生ずる要求に対する、売買取引締結時に当該売買取引に関する取引所登記に登録されている者による、並びに売買取引活動に関する前条の規定(第68条第2項)に従って取引所登記への登録が必要とされない者による抗弁は、商品あるいは有価証券の受渡しによる履行を行なわない旨の契約を理由としては、行なえない。

V 取次業務

第70条 商法典第376条の規定は、第71条ないし第74条の規定に替えられる。

第71条 取引所価格あるいは市場価格を有する商品及び取引所価格あるいは市場価格が公的に確定される有価証券の購入あるいは売却を目的とする取次においては、注文は、委託者が特に指示しない限り、取次人によって、購入すべき商品を取次人が自ら売手として引渡す、あるいは売却すべき商品を取次人が自ら買手として引受けるという方

法をもって、執行される。

前項で示された注文の執行においては、購入あるいは売却の締結に関する報告を行なう取次人の義務は、請求する価格について、注文の執行時における取引所価格あるいは市場価格が遵守されているということの証明に限定される。執行時としては、取次人が執行通知を委託者への郵送を目的として発送する時点が認められる。

取引所あるいは市場の開設時間内に執行された注文について、執行通知が取引所あるいは市場の閉鎖後に発送される場合には、委託者に対して請求される価格は、取引所あるいは市場の閉鎖時に成立している価格よりも不利なものであることは認められない。

特定の相場（始値、平均値、終値）による注文の場合には、取次人は、執行通知の発送の時刻とは関係なく、当該相場を委託者の勘定に入れる権利と義務を有する。

取引所価格あるいは市場価格が公的に確定される有価証券及び商品の場合については、取次人は、注文の執行の際に、自己介入によって委託者に、公的に確定された価格よりも不利な価格を勘定に入れることはできない。

第2項ないし第5項の規定は、契約によって変更されてはならない。

第72条 自己介入（第71条）によって注文が執行される場合、取次人は、注意義務を果たしたならば、注文を、第71条に基づいて定められた価格よりも有利に執行することができたときには、委託者に対して、この一層有利な価格を勘定に入れなければならない。

取次人が、執行通知の発送前に、引受けた別の注文によって取引所あるいは市場で第三者と売買取引を締結した場合、取次人は、委託者に対して、その第三者との締結によって約定された価格よりも不利な価格

を請求することは認められない。

前項の規定は、契約によって変更されてはならない。

第73条 商品を売手として引渡す、あるいは買手として引受ける取次人は、通常の手数料を受取る権利を有し、かつ、取次業務の際に通常生じるその他の経費を請求することができる。

第74条 取次人が、注文の執行通知の際に、自己介入を行なった旨を明言しない場合には、執行は、委託者の計算でもって第三者との売買取引の締結によって行なわれたものとみなされる。

委託者と取次人との間で、注文が自己介入によって執行されたか、あるいは第三者との締結によって執行されたかについての明言を、執行通知日以後に延期することを認める旨の合意は、無効である。

注文が第三者との売買取引の締結によって執行されたとみなされる場合でも、取次人は、執行通知とともに第三者の名を通告しない限り、売買取引の履行を保証するものとする。

VI 罰則及び附則

第75条 商品あるいは有価証券についての取引所価格あるいは市場価格に影響を与えるために、詐欺の意図をもって不正な手段を用いた者は、懲役及び1万5,000マルク以下の罰金に処せられる。さらに、公民権を剝奪することができる。

酌量すべき情状が存する場合には、罰金のみを課することができる。

詐欺の意図をもって、目論見書（第38条）または公告に故意に不正確な記載を行ない、それによって有価証券の応募あるいは購入、売却を勧誘した者についても、同様である。

第76条 取引所価格に影響をおよぼす新聞紙上への記事の掲載に関して、著しく不相応に有利な条件を与えあるいは与えることを

約束し、または、与えさせあるいは与えることを約束させた者は、1年以下の懲役及び5,000マルク以下の罰金に処せられる。

前項に定める記事の掲載の中止に関して、有利な条件を与えさせあるいは与えることを約束させた者についても、同様である。

未遂は処罰される。

酌量すべき情状が存する場合には、罰金のみを課することができる。

第77条 第40条、第41条、第51条、第52条の規定に違反して、価格表（相場表）を故意に公表し、あるいは機械による印刷をもって配布した者は、1,000マルク以下の罰金または拘留もしくは6ヶ月以下の懲役に処せられる。

第78条 常習的に、利益を図る目的をもって他人を、その無経験なあるいは軽率な判断を利用して、その人の生業には属さない取引所投機売買取引にそそのかした者は、懲役及び1万5,000マルク以下の罰金に処せられる。さらに、公民権を剝奪することができる。

第79条 自己あるいは第三者の財産上の利益を図ることを目的に、次の各号に該当する行為を行なった取次人は、懲役に処せられる。懲役による処罰の他に3,000マルク以下の罰金、並びに公民権の剝奪に処することができる。

1. 締結すべき売買取引に関して、一層有利な知識に反して、不正確な助言あるいは情報を与えることによって、委託者の財産に損害をもたらす。
 2. 注文の執行あるいは売買取引の清算の際に、故意に委託者に損害をもたらす。
- 酌量すべき情状が存する場合には、罰金

のみを課することができる。

未遂は、第1号に該当する場合には、処罰される。

第80条 II章、IV章、V章、並びに第75条の有価証券に関する規定は、手形及び外国通貨に対しても適用される。

第81条 商法典第249条d第2号は廃止される。

第82条 この法律は、1897年1月1日に発効する。ただし、第54条ないし第65条の規定は、1896年11月1日に発効する。1896年末までになされた取引所登記への登録を、1897年年初以後第65条に基づいて取扱う。

第39条の規定は、1896年7月1日に発効する。取引所における定期売買取引の締結（第50条第3項）については、1897年1月1日までに限り、この時点までに締結される売買取引はこの時点までに清算が行なわれなければならないという条件に基づいて行なわれる。

自筆の署名及び皇帝の印章の下に保証される。

キール、余のヨット「ホーエンツォレルン」上にて

1896年6月22日

(印章) ヴィルヘルム
侯爵ホーエンローエ

追記 本稿作成にあたって利用した『帝国法律公報』Reichs-Gesetzblatt, Nr. 15, 1896は東京大学法学部附属外国法文献センター所蔵のものである。